

建築物等の適正管理をお願いします



令和3年10月から、「美里町まわりの景観と空家等の対策の推進に関する条例」を施行しました。これにより、適正な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある建築物等（「空家」及び「居住物件」）の所有者等（所有者又は管理者）に対して、町長は「特定空家等」及び「特定居住物件等」に認定し、必要な措置を講ずることができるとなりました。建築物等の所有者等は、適切に管理し、管理不全状態としないよう努めてください。

- 措置の対象となる「特定空家等」「特定居住物件等」とは？
- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保

全を因るために放置することが不適切である状態
これらいずれかの要件を満たし、「特定空家等」「特定居住物件等」に認定された建築物等の所有者に対して、町長は条例に基づき、除去、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずることができ

町が講ずることができる措置
①助言または指導
所有者等が自らの意思による改善を促す措置

②勸告
助言または指導をしたが、改善が認められないときには、必要な措置をとることを勧告

③命令
正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、勧告に係る措置をとることを命令することができる

④代執行
①～③の措置を履行しても十分な処置が見込めない場合には、行政代執行に従い、伐採、解体等代執行することができる
※代執行に要した費用は、所有者等の負担となります。

◎「特定空家等」「特定居住物件」に認定されないよう建築物等の適正な管理をお願いします
建築物等が原因となつて、近隣や通行者の方に被害が発生した場合、所有者等の責任になり、賠償責任を問われるおそれがあります。所有者等の方は、建築物等の適正な管理をお願いします。
・適正な管理とは？
建物及び敷地内の状態を健全に維持し、周辺の住民に迷惑をかけない状態のことです。

・所在を明らかにする
遠方への引越しや相続で長期間家を空ける場合、隣近所や行政区などに連絡先を伝えておき、連絡を取れるようにしておいてください。
・売却、貸借について
使っていない空き家は、売却や取り壊しについても検討ください。建物は使用していない時間が長いほど資産価値が下がります。建物の老朽化が進む前に不動産業者等へご相談ください。

各種制度をご利用ください！

町では、空き家バンク、空き地バンク、空き家解体の支援の制度を設けています。詳しくは、7・11ページをご覧ください。

申請には、現地調査が必要です。まずは、お気軽にご相談ください。

空き家解体を支援します

土地の有効活用と治安維持・危険防止のため、空き家を解体するという選択

周辺の生活環境保全のため、ぜひ空き家の解体をご検討ください。

危険老朽空家物件調査事業

解体費用および解体後の更地価格の概算額を算出するための調査

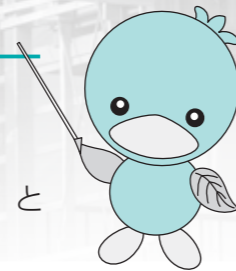
補助金額 最大10万円 (実費相当額)

危険老朽空家解体事業

空き家の解体、撤去および処分に係る工事*

補助金額 最大50万円 (補助率2分の1)

※同一物件に交付できる補助金の額は、「調査事業」と「解体事業」の合計50万円を限度とします。



対象となる空き家

- 昭和56年5月31日以前に建築された居住用の空き家であること
- 補助対象空き家を含む敷地のすべてが1年以上使用されていないこと
- 町が定める基準に基づき、「危険老朽空家」と判定された空き家であること など

危険ブロック塀の撤去と安全な塀などの築造の費用を補助します

町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去と撤去後の安全な塀などの築造の費用を補助します。ブロック塀などの撤去を検討しているかたは、ぜひご相談ください。



※工事着手後の補助金の交付申請は受付できません。必ず、工事着手前にご相談ください。

補助額 撤去費 最大 10万円
築造費 最大 10万円

- ▶対象 町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去事業および安全な塀などの築造事業 (町内業者が施工する場合に限る)
- ▶申込み 工事着手前に建設課に必要書類を提出してください。必要書類などの詳細は、お問い合わせください。